

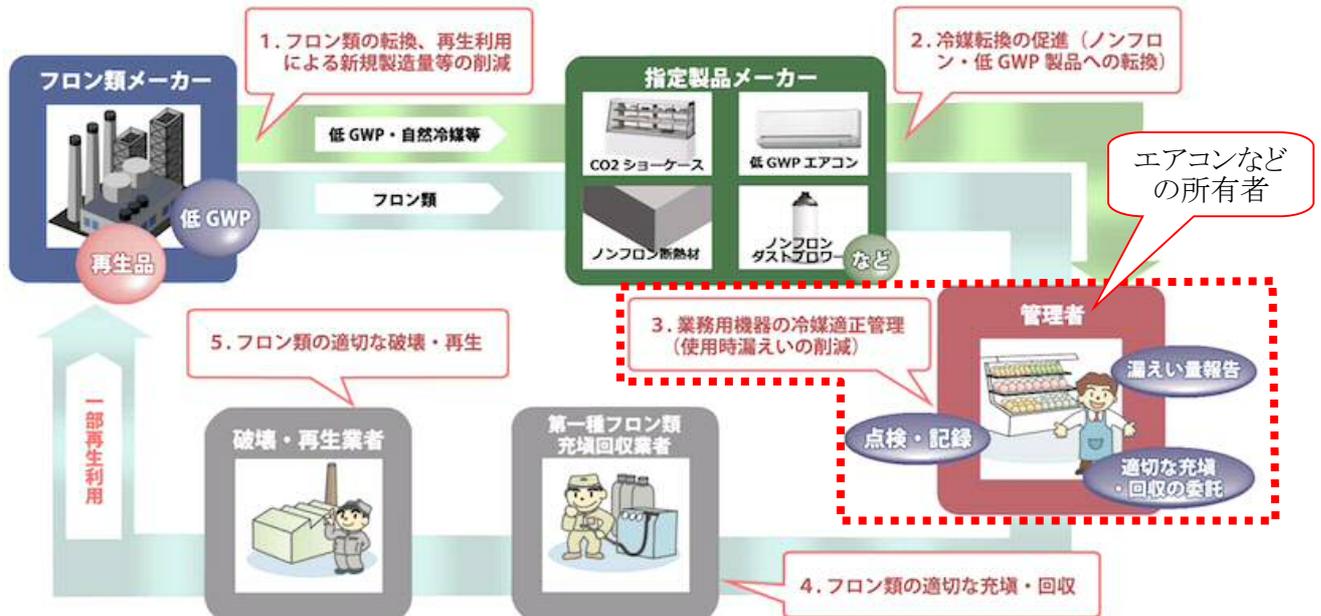
「フロン排出抑制法」(以下、フロン法)への対応はお済みですか？

業務用エアコンなど(※)を所有する建物オーナーは、フロン法により点検・管理などを義務づけられ、違反した場合は罰則が科されることがあります。

ビル管理のコストアップや、法令違反による社会的信頼の失墜などのリスクがあります。

※ 冷媒としてフロン類を使用しているエアコンや冷凍・冷蔵機器で、フロン法上は第一種特定製品と呼ばれるが、本レターでは単に特定製品と表記します。

◆フロン法の全体像(ライフサイクルを見据えた包括的な内容)



出典: 環境省・経済産業省フロン排出抑制法ポータルサイト
(赤の実線、破線を追記)

■管理者とは

原則、特定製品の所有者が管理者となります。契約書等の書面にて、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととしている場合は、その方が管理者です。

■管理者はどのような責務を負うのか

(1) 簡易点検、定期点検の実施

- ① すべての特定製品を対象に、3ヶ月に1回以上、簡易点検を実施する。
- ② 下表の特定製品については、専門知識を有する者による定期点検を実施する。

(2) 漏えい発見時の対応

速やかな漏えい箇所の特定及び修理の実施

※未修理機器へのフロン類の充填は原則禁止

(3) 点検、整備などに関する履歴の記録・保存

特定機器の点検・修理や、フロン類の充填・回収等の整備に関する履歴の記録・保存

※記録は特定機器を廃棄するまで保管

(4) 算定漏えい量(以下、漏えい量)の報告

1年間の漏えい量がCO₂換算で1,000ton以上となった事業者は国への報告が必要です。漏えい量は、追加充填したフロン類の総量として把握することになります。第一種フロン類充填回収業者(以下、回収業者)が発行する証明書から算定します。

(5) 特定機器の廃棄時の対応

- ① 回収業者にフロン類を引き渡す
- ② 回収を依頼する際、行程管理票(回収依頼書、委託確認書)を交付する

機種	圧縮機の電動機の定格出力	点検の頻度
エアコン	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

■法令に違反した管理者への罰則

- ・みだりにフロン類を放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・前頁(1)～(3)、(5)①に違反し、行政からの指導・勧告・命令に従わない場合、50万円以下の罰金
- ・前頁(4)の未報告または虚偽報告した場合、10万円以下の過料
- ・前頁(5)②の交付を怠り、行政からの勧告・命令に従わない場合、50万円以下の罰金

国（都道府県）の動向



- ・平成28年度以降、民間への対応拡大中（大手小売業、鉄道業、不動産業など）
- ・指導や立ち入り検査に係る予算と人員を増強し体制を強化中（東京都）

■環境省、経産省を騙る事業者にご注意を！

各省から、フロン類の入替の指示や、点検調査の委託は行っていない旨が公表されています。そのような勧誘にはご注意ください。

https://www.env.go.jp/info/notice_scam140710.html

■フロン類の排出を規制するのはなぜ？

フロン類は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、国際的な枠組みで規制されています。

当初、オゾン層の保護を目的として、オゾン層を破壊する性質を有する CFC、HCFC など一部のフロン類（オゾン層破壊物質）の生産・消費が規制され、それらに替わる物質として、代替フロンである HFC への転換が進められました。

その後、国際的に温室効果ガスの排出が規制されることとなり、オゾン層破壊効果はないものの温室効果が高い HFC についても規制されることとなりました。HFC の温室効果は、CO₂ の 100～10,000 倍以上とされています。

そのため、ノンフロン・低 GWP（地球温暖化係数）冷媒への転換が必要となってきました。



出典：環境省・経済産業省フロン排出抑制法ポータルサイト

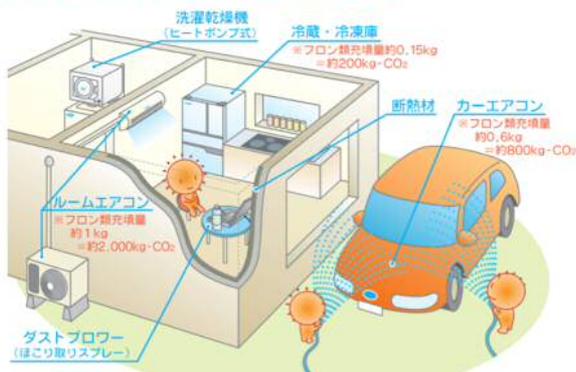
◆フロン法に関する解説

■フロン類とは

フロンとは、フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称です。フロン法では、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を「フロン類」と呼んでいます。

化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体への毒性が小さいことから、エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されてきました。

身近なところにあるオゾン層破壊物質と代替フロン等

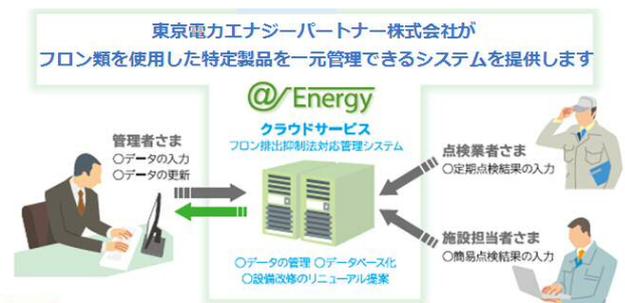


※充填されたフロン類が大気へ放出された場合の地球温暖化への影響を同等の影響を及ぼすCO₂の量に換算した値です。
※CO₂換算値を表示していない製品についても製品毎に様々な量のフロン類が使用されています。

出典：環境省・経済産業省フロン排出抑制法ポータルサイト

◆フロン法対応支援サービス

東京電力エナジーパートナーは、管理者の皆さまのフロン法対応業務を、ワンストップで全面的にサポートするサービスをご提供しております。



+ さらにオプションサービス^{※1}で管理者（ユーザーさま）の負担を軽減



※1 お客様のご要望に応じて個別のご契約が可能です。電気供給契約とは別の契約締結が必要となります。
※2 フロン排出抑制法に係る、フロン類の漏えい点検（簡易点検、定期点検）の対応となります。

本サービスに関するご質問などは事務局へお寄せ下さい。

銀座・ビルエネルギー研究会 事務局
〒160-8440 東京都新宿区新宿 5-4-9
東京電力エナジーパートナー株式会社
E&G 事業本部 東京本部内 編集発行人 山田
TEL: 03-6375-0115 FAX: 03-5361-2796
<http://www.ginza-birueneken.com/> (H30.2リニューアル)